旭川市景観計画（案）

目　　次

第１章　景観計画の目的と区域 ―――― 1
１　策定の背景と目的 ---- 2
２　景観計画の構成 ---- 2
３　本市の景観づくりの基本的な進め方 ---- 3
４　景観計画区域 ---- 3
１）対象とする区域 ---- 3
２）景観計画重点区域の指定 ---- 3

第２章　市域全域の景観計画 ―――― 5
１　対象区域 ---- 6
２　良好な景観の形成に関する方針 ---- 6
１）市域全域の景観計画について ---- 6
２）場所ごとの景観づくりの目標像等 ---- 6
３）大規模行為の景観形成方針 ---- 10
３　良好な景観形成のための行為の制限 ---- 12
１）届出の対象となる行為 ---- 12
２）行為の制限 ---- 14
４　景観上重要な建築物，樹木の景観づくりに関する事項 ---- 15
１）基本的な考え方 ---- 15
２）景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針等 ---- 15
５　屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する
行為の制限に関する事項 ---- 15
６　公共施設の景観づくりに関する事項 ---- 15
１）基本的な考え方 ---- 15
２）景観重要公共施設の考え方 ---- 15
３）景観重要公共施設の整備に関する事項 ---- 16

第３章　景観計画重点区域の景観計画 ―――― 19
第１節　北彩都あさひかわ地区 ---- 20
１　目的及び区域 ---- 20
１）策定の背景と目的 ---- 20
２）対象区域等 ---- 21
２　良好な景観の形成に関する方針 ---- 23
１）北彩都地区の景観計画について ---- 23
２）景観形成の目標と基本方針 ---- 23
３）景観形成方針 ---- 25
３　良好な景観形成のための行為の制限 ---- 27
１）届出の対象となる行為 ---- 27
２）行為の制限 ---- 28
４　景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 ---- 29
１）指定の方針 ---- 29
２）対象となるもの ---- 29
５　屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する
行為の制限に関する事項 ---- 29
６　公共施設の整備に関する事項 ---- 29
１）電線類地中化計画 ---- 29
２）公共サイン（歩行者系・車輌系）整備指針 ---- 29
３）植栽計画 ---- 29
４）照明計画 ---- 29
７　景観重要公共施設に関する事項 ---- 30
１）対象公共施設 ---- 30
２）整備に関する事項 ---- 30
３）許可の基準 ---- 30

第１章　景観計画の目的と区域

１　策定の背景と目的

旭川市は，大雪山連峰の雄大な山並みや緑豊かな丘陵，石狩川をはじめとする大小様々な河川など自然環境に恵まれた上川盆地に位置している。この地に屯田兵開拓以来の農業の営みが豊かな田園景観を生み出し，北方の拠点としての発展が北海道らしい整然としたまち並みのなかに歴史を伝えてきた。市街地が形成されてから今日まで，社会情勢の変化の著しい時代を過ごしてきたため，古い建物が連続するような特徴的なまち並みは形成されてはこなかったが，はっきりとした四季の変化が繰り返されるなか，周囲の山並みと田園やまち並みが織りなす景観は，本市の個性を表すまちの顔といえるものである。自然と人々の生活が調和した魅力ある良好な景観は，そこに暮らす者に潤いとやすらぎを与え，訪れる人々には好印象を与えるものである。１人ひとりが景観に関心を持ち，今ある良好な景観を守り，育て，そして新たにつくりだす景観づくりを進めることは，誇りと愛着の持てるまちづくりにつながるものである。

本市では，平成３年度に旭川市都市景観基本計画を策定し，旭川八景の選定など景観の普及啓発や各種の計画，指針の整備を行ってきた。平成１４年度には，総合的，計画的に景観づくりを進めるため旭川市景観条例を施行し，平成１５年度には，これまでの基本計画を見直し，「素顔を活かして，表情豊かに成長するまちづくり」を目標とした旭川市景観づくり基本計画を策定した。この基本計画で示された景観づくりを推進するため，景観法に基づく景観計画を策定する。

２　景観計画の構成

本景観計画は，３章構成とする。第１章では，本市の景観づくりの基本的な進め方を示し，景観計画の区域を定める。第２章では，景観計画の区域内における景観形成方針と行為の制限の他，景観重要建造物等の指定の方針，屋外広告物に関する行為の制限，景観重要公共施設に関する事項を定める。第３章では，特に区域の特性に応じた景観づくりが必要とされる景観計画重点区域について，景観形成方針や行為の制限その他必要な事項について定める。

※　『景観づくり』は，旭川市景観条例第２条第１項において「良好な景観を守り，育て，及びつくること」と定義されている。これは，建築物等の形態意匠に関係するものだけでなく，そこに関わる活動や人の意識も含めたものとして捉えているからである。本計画のなかでは，景観づくりのなかでも特に建築物や工作物などの景観の構成要素を「つくる」ことに限定したものを『景観形成』ということとする。

３　本市の景観づくりの基本的な進め方

・　旭川市景観づくり基本計画では，豊かな自然と人々の暮らしにより育まれてきた本市の景観の特徴を活かし「自然と調和したまち」「暮らしが見えるまち」「景観づくりの意識の高いまち」を目指すべきまちの姿としている。この姿を実現するため，場所を対象とした「まち並みづくり」と景観の担い手である市民，事業者，市を対象とした「活動づくり」を両輪として，景観づくりを進めることとしている。

・　「まち並みづくり」の推進は，景観法に基づく景観計画により行うこととする。

・　「活動づくり」の推進は，景観法に基づく景観協定や景観協議会，景観整備機構等と景観条例に基づく景観づくり活動の登録や市民団体の認定及び表彰，助成の制度の活用の他，普及啓発事業や各種団体，関係機関との連携により行うこととする。

４　景観計画区域

１）対象とする区域

本景観計画は，旭川市景観づくり基本計画に定められた「まち並みづくり」を推進するものであるため，基本計画の対象である市域全域を景観計画区域とする。

２）景観計画重点区域の指定

景観計画区域のうち，景観づくりを推進する上で重要な区域で，その特性に応じたきめ細やかな対応が必要な地区を景観計画重点区域とし，次のとおり指定する。

なお，本市において特徴ある景観を有する地区や積極的に景観づくりを進めなければならない区域，地域住民が積極的に景観づくりに取り組もうとする地区について，景観計画重点区域とすることが必要となった場合は，地域住民や旭川市景観審議会の意見を聴き，本計画に追加することとする。

景観計画重点区域

名　　称	区　　域	指定年月日
北彩都あさひかわ地区	旭川市宮下通４丁目から６丁目まで，宮前１条１丁目から４丁目まで及び宮前２条１丁目及び２丁目の各全部並びに宮下通３丁目，宮下通７丁目から１７丁目まで，宮前１条５丁目，宮前２条３丁目，南６条通及び７条通の１７丁目及び１８丁目並びに忠別川河川敷地の各一部	H19. 3.23

北彩都あさひかわ地区　位置図

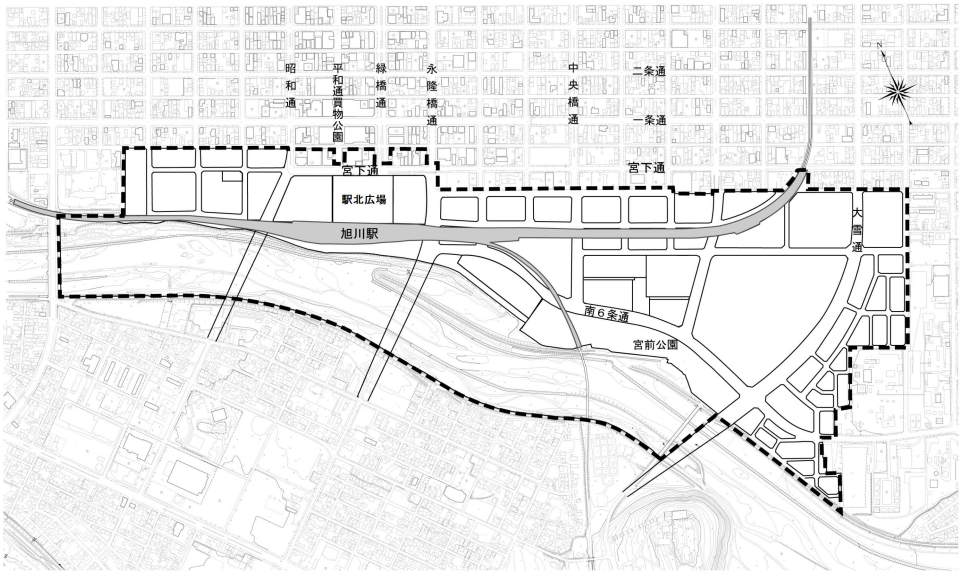

第２章　市域全域の景観計画

１　対象区域

対象区域は，景観計画重点区域を除く市域全域とする。

２　良好な景観の形成に関する方針

１）市域全域の景観計画について

・　本章の景観計画は，「まち並みづくり」を推進するため場所やものについての景観形成方針と行為の制限及び景観上重要なものに対する考え方を示す。
・　場所については，広がりのある景観（景観ゾーン），連なりのある景観（景観ライン），点的な景観（景観ポイント）ごとに基本的な考え方を示すとともに，具体的な場所ごとの景観づくりの目標像と景観形成方針を示す。
・　景観に大きな影響を与えることとなる規模の大きな建築物，工作物については，景観誘導を行うために，大規模行為の景観形成方針を示し届出の対象と行為の制限を定める。
・　その他，点的な景観を構成する核となる建築物や樹木，公共施設については，基本的な考え方を示し，特に重要なものの景観形成を進めるために景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針と景観重要公共施設の整備に関する事項を定める。
・　景観を構成する要素の一つである屋外広告物については，良好な景観の形成についての基本的な考え方を示す。

２）場所ごとの景観づくりの目標像等

景観ゾーン，ライン，ポイントについて，基本的な考え方を示すとともに，それぞれの特性に合わせてさらに分類し，建物の建築など具体的な事業を行う際に地域性の把握を助けるものとして，この分類にあわせた場所ごとの景観の目標像と景観形成方針を示す。
（基本的な考え方及び目標像は，旭川市景観づくり基本計画第３章，第５章による）

◇まち並みの分類（旭川市景観づくり基本計画第５章より，「P17 まち並み分類図」参照）

	特　徴	分　類	対　　象
景観ゾーン	景観ゾーンは，住宅地や商業業務地など，ある程度の面的な広がりのある景観特性を持つ区域で，特に“まとまり”を強く意識させるもの	住宅地	神楽岡，緑が丘，春光台，末広，東光，豊岡など
		商業地	中心商業地，主要幹線周辺部など
		工業地	パルプ町周辺，工業団地など
		田園	東鷹栖，永山，東旭川，西神楽，雨紛など
		緑地	嵐山，旭山，東旭川２１世紀の森など
景観ライン	景観ラインは，国道などの幹線道路や川，丘陵の縁辺など線的に連続する景観特性を持ち，特に“つらなり”を強く意識させるもの	河川	石狩川，牛朱別川，忠別川，美瑛川など
		丘陵斜面	春光台，神居，神楽岡，西神楽，東旭川など
		道路	国道 12 号，39 号，40 号，237 号，環状線など
		鉄道沿線	函館本線，宗谷本線，石北本線，富良野線
景観ポイント	景観ポイントは，場所の目印，つまりランドマークになる建築物やモニュメント，都市の入り口，見晴しの良い場所など点的な景観の特性を持ち，特にその場を強く意識させるもの	眺望点	嵐山展望台，春光台公園など丘陵地，４大河川にかかる橋梁など
		交通拠点	旭川空港，旭川駅，高速道路ＩＣなど
		ﾗﾝﾄﾞﾏｰｸ	大雪山・十勝岳連峰，旭橋，ﾂｲﾝﾊｰﾌﾞ橋などの橋梁，ﾛｰﾀﾘｰﾀﾜｰ，旭山の電波塔など
		景観形成重要物	古くからある住宅，大きな樹木，学校などの公共施設など

（1）広がりある景観(景観ゾーン)

まち並みづくりの基本的な考え方

- 地域としてのまとまりを感じさせる
- 生活感を感じさせる
- 山並みなどの自然や周囲の雰囲気と調和させる

住宅地

目標像	方　針
庭や通りに緑があふれ，家々の暮らしぶりが感じられる落ち着きのある家並みを目指す。	・　道路に面した部分の緑化を進める ・　住宅や車庫は，周囲と調和する落ち着いた色彩とする ・　生活感が感じられるよう，通りに漏れるあかりの演出などを行う

商業地

目標像	方　針
地域性を感じさせる緑などをポイントとして，場所に合ったメリハリと賑わいのある雰囲気を感じることのできる商業・業務地とする。	・　まちかどや店先に緑を取り入れる ・　歩行者に魅力あるまち並みとなるよう低層部分の建物の意匠や看板などを工夫する ・　照明等を工夫し，夜間の魅力のある景観を創出する

工業地

目標像	方　針
小さな工場などが散在する場所では，下町の雰囲気が残り，暮らしの匂いが感じられる工業地を目指す。 大規模な工業団地，幹線沿道の工業施設は，積極的な緑化や修景を行い，田園や住宅地など周辺環境やまち並みとの調和を図る。	・　通りに対して圧迫感を与えないよう建築物等の配置や形態意匠に配慮する ・　敷地周辺の緑化を進め，周辺のまち並みとの調和を図る

田園

目標像	方　針
背景の山並みと一体となって四季の変化が感じられ，農業の営みが感じられる豊かな田園地域を目指す。	・　背景の山並みへの眺望に配慮する ・　周囲の農地に調和するよう，建築物や工作物の形態意匠に配慮する

緑地

目標像	方　針
身近に自然がある旭川を象徴する場所として，保全が進められ，多様な動植物を楽しめる場所として活用される緑地を目指す。	・　緑地の樹木を保全するよう，建築物等の配置，規模等に配慮する ・　建築物等の形態意匠や色彩は，周囲の自然と調和したものとする

（2）連なりのある景観（景観ライン）

まち並みづくりの基本的な考え方

- 川や丘陵縁辺のつながりを活かす
- まちの表情が感じられる道を目指す
- 川や道路などを魅力あるものとする

河川

目標像	方　針
河畔林や水の流れ，そこにやってくる水鳥など，豊かな自然が感じられ，川から見通す大雪山連峰などの眺めが確保される河川空間を目指す。	・　河畔林の保全や緑地の創出を進める ・　大きな河川や橋梁の整備は，河川全体の調和を図るとともに，周囲の眺望にも配慮する ・　大きな河川の周囲では，河川からの眺望にも配慮する

丘陵

目標像	方　針
緑の豊かさが感じられる斜面がまちの輪郭を形づくり，斜面に立地する建築物や土木構造物は，斜面の緑のなかにとけ込むように配慮された，一体的で連続的な緑を感じさせる丘陵を目指す。	・　まち並みの背景となっている丘陵斜面の緑地を保全する ・　連続した緑を感じさせるよう建築物等の規模や配置を工夫する

道路

目標像	方　針
街路樹や庭先の花壇が通りを彩り，人が歩いていて楽しい雰囲気をつくる。まちの入り口となる場所では，看板などが整理されており，まちの美しさを引き立て，期待感を高めるような道路を目指す。	・　街路樹の健全な育生や民有地の緑化を進め，緑豊かな道路景観を創出する ・　道路の付帯設備（街路灯や案内標識等）や看板等は，周辺の景観に調和したものとする

鉄道沿線

目標像	方　針
背景に見えるまちや山並みの美しさをより一層引き立て，周囲の景観を楽しめる鉄道景観を目指す。	・　鉄道高架は，圧迫感などを抑制するとともに，まち並みに調和したものとする ・　鉄道側からの眺めにも配慮する

（3）点的な景観(景観ポイント)

まち並みづくりの基本的な考え方

- ポイントそのものがまち並みを引き立て，深い印象を与えるものとする
- 緑や水など，旭川らしさが感じられる要素を取り入れる
- 景観ポイントを引き立てる周辺の整備を行う

眺望点（嵐山展望台，春光台公園などの丘陵地，４大河川にかかる橋梁など）

目標像	方　針
丘陵地や橋からの眺望を大切にし，市民や来訪者が旭川の景観の魅力を体験したり，景観に対する興味や意識を高めたりする場を目指す。	・　眺望に適した場所の整備は，周辺環境との調和を図る ・　眺望点の周辺では，眺望を遮らないよう配慮する

交通拠点（旭川空港，旭川駅，高速道路ＩＣなど）

目標像	方　針
自然や水，緑にあふれた旭川を印象づける修景により，まちへの期待感や帰郷したときの安心感を高めるような場所を目指す。	・　周辺と調和した緑化を進めるとともに，道路標識等の適正な配置に努める ・　旭川空港においては，敷地内の緑地の適正な管理に努めるとともに，周囲においては大雪山連峰等への眺望に配慮する ・　旭川駅周辺の建築物，工作物等は，駅前広場を形成する要素として全体に調和のとれたものとする

ランドマーク（大雪山・十勝岳連峰，旭橋，ﾂｲﾝﾊｰﾌﾞ橋などの橋梁，ﾛｰﾀﾘｰﾀﾜｰなど）

目標像	方　針
市民や来訪者が旭川をイメージしたり，場の特徴を捉える手がかりとなるような，存在感があり印象に残るランドマークを目指す。	・　周辺を整備する際には，全体として調和の取れたものとし，ランドマークへの見通しについても配慮する

景観形成重要物（古くからある住宅，大きな樹木，学校などの公共施設など）

目標像	方　針
地域の歴史やまち並みの味わいを深める存在として，良好に保全・活用され，市民にも親しまれる場を目指す。	・　地域のシンボルとなっている歴史的な建築物や目印となっている樹木は，保全し活用を図る ・　学校などの公共施設は，周囲のまち並みと調和させるとともに，地域に親しまれる場として整備する

３）大規模行為の景観形成方針

規模の大きな建築物や工作物については，景観への影響が大きく，より一層周囲の景観への配慮が必要である。大規模な行為を行う際の配慮事項として，本市の景観の重要な要素やまち並みづくりの方針，その他の計画等を踏まえ「眺望」「季節感」「まとまり」「色彩」「緑化」「あかり」の項目ごとに大規模行為の景観形成方針を定める。

※「大規模行為」は，「３　良好な景観形成のための行為の制限」の「１）届出の対象となる行為」に掲げる行為。

眺　望

○周辺の丘陵や大雪山・十勝岳連峰への眺望に配慮する

・　特に大雪山・十勝岳連峰の眺望は，本市の景観を代表するものであり，その眺望を阻害しないよう建築物の位置や高さ，色彩等に配慮する。

◇市内の代表的な眺望点（主要な眺望点）

・丘陵　　春光台公園（市民スキー場），嵐山公園展望台　等

・橋梁　　新橋，旭西橋，忠別橋　等

・　眺望の対象となる周辺の山地や丘陵では，季節感が表れる斜面緑地の保全や丘陵の稜線を保持するように，建築物等の配置や規模等に配慮する。

○河川，高架道路等からの眺望に配慮する

・　石狩川，牛朱別川，忠別川，美瑛川の４大河川の河川空間は，上空が広く開けており周囲の様子を一望できるため，河川や橋梁からの眺望にも配慮する。

・　河川景観の主役となる橋梁は，川のまち旭川を印象付けるものであるため，その周囲では，建築物や広告物の掲出等は，調和のとれた良好な周辺環境となるよう配慮する。

◇河川景観の主役となる橋梁（「旭川市橋梁景観整備指針」においてランドマーク橋と位置づけられているもの）

・永山橋，北旭川大橋，旭橋，ツインハープ橋，新神楽橋

・　高架鉄道，高架道路，跨線橋は，周囲のまち並みより一段高く，上から見下ろす視点が生まれるため，その周囲では屋上施設の遮蔽や配置の工夫等，高架等からの眺望に配慮する。

※　橋梁については，「旭川市橋梁景観整備指針」を定めているので，整備の際は参考とすること。

季　節　感

○季節の変化を考慮する

・　四季の変化がはっきりしており，特に降雪期が半年近くあるため，雪に対応した敷地の使い方や形態とし，色彩についても考慮すること。

・　周辺の丘陵や農地の色彩は季節により大きく変化するため，田園地域や緑地では，どの季節でも周囲と調和しやすい色彩とする。

・　冬期は寒く長い夜が続くため，夜間も人目にふれる場所では，やさしさと暖かみを感じさせるあかりの演出を考慮する。

ま と ま り

○周辺との調和に配慮する
・　敷地周辺のまち並みや自然環境と調和した形態，意匠や素材の選択に配慮する。

○敷地内での統一感を持たせる
・　同一敷地内にある付帯物（石油タンク，車庫，倉庫等）や建築設備（エアコンの室外機等）は，通りから目立たないよう配置するか，建物と調和した色彩とする。
・　建築物に設置する工作物（電波塔，屋上広告物等）は，建築物と調和した形態意匠とする。
・　立体駐車場は，建築物の壁面や同一敷地内の建物と統一感を持たせる。
・　同一敷地内に設置する工作物（広告物など）は，敷地に対して過剰な数とならないようにする。

色　彩

○色彩は，風土になじむ落ち着いた色彩を基調とする
・　建築物の外壁は，場所のイメージにあわせた色彩とするが，高・中明度，中・低彩度を基調とし，周辺のまち並みや自然景観との調和に配慮する。
・　特に背の高い建築物等は，周囲から突出している様子がはっきりと認識されるため，背景となる周囲の山並みや空にとけ込むように上部の色彩に配慮する。
・　建築物やまち並みにメリハリをつけるアクセント色を使用する場合は，小面積で効果的に使用すること。商業地などでは，低層部の人の目線に入る部分や入り口付近に使用すること。
・　工作物については，法令で定められている場合を除き，周辺との調和に配慮した低彩度の色彩を使用する。

※　建築物の色彩については，「カラーガイド・旭川」により色づかいの手引きを定めているので，参考とすること。

緑　化

○積極的に緑を取り入れる
・　敷地内に樹木が存在する場合は，建築物等の配置を工夫しなるべく樹木を残す。
・　敷地の外縁や駐車場には，安全を考慮の上できるだけ緑地を確保する。
・　緑地の確保が難しい場合は，プランター等を利用し植物による潤いの演出を工夫する。
・　周囲の街路樹や公園，緑地の樹木との調和を図る。

あ か り

○良好な夜間景観を創出する
・　敷地内の照明は，効果的な配置を行い，周囲や上空を照らすことがないようにする。
・　イベント時以外でサーチライト等の移動する光を使用することは，なるべく避ける。
・　歩行者等に不快なまぶしさを与えないよう，照明器具の選定や設置場所について配慮する。
・　建築物等の外壁を浮き上がらせる場合は，周囲の住宅や隣接する建物への影響を考慮した照明の向きや光の強さ，点灯時間とする。

３　良好な景観形成のための行為の制限

景観に大きな影響を与える大規模な行為を景観法による届出の対象とし,行為の制限を行う。

１）届出の対象となる行為

（１）建築物

行為の種類	規　　模　　等
新築又は移転	高さ（地上からの高さ。以下同じ。）１０ｍ，又は建築面積５００㎡を超えるもの
増築又は改築	増築又は改築に係る部分が高さ１０ｍ，又は建築面積５００㎡を超えるもの
外観を変更することとなる修繕，模様替え，色彩の変更，ライトアップ	高さ１０ｍ，又は建築面積５００㎡を超えるもので一壁面の外観の１／２を超えるもの（ただし，イベント等でのライトアップで３か月を超えないものは除く。） ただし，道路等から容易に見ることのできない壁面は，面積に算入しない。

※ライトアップは，景観法施行令（平成 16 年政令第 398 号）第４条第６号の特定照明のことをいう。以下，同じ。

（２）工作物

工作物については，種類により形状が大きく異なるため①～③の３つに区分する。

○工作物①

- 煙突，装飾塔，鉄塔その他これらに類するもの
- 鉄筋コンクリート柱，鉄柱その他これらに類するもの
- 石油タンク，ガスタンク，サイロその他これらに類するもの
- ウォーターシュート，コースター，観覧車その他これらに類するもの
- コンクリートプラント，アスファルトプラントその他これらに類するもの

行為の種類	規　　模　　等
新設又は移転	高さ１０ｍを超えるもの
増築又は改築	増築又は改築に係る部分が高さ１０ｍを超えるもの
外観を変更することとなる修繕，模様替え，色彩の変更，ライトアップ	高さ１０ｍを超えるもので外観の１／２を超えるもの（ただし，イベント等でのライトアップで３か月を超えないものは除く。）

○工作物②

- 擁壁その他これらに類するもの

行為の種類	規　　模　　等
新設又は移転	高さ３ｍを超えるもの
増築又は改築	増築又は改築に係る部分が高さ３ｍを超えるもの
外観を変更することとなる修繕，模様替え，色彩の変更	高さ３ｍを超えるもので外観の１／２を超えるもの

※　工作物③に規定される橋梁等の取り付け道路の側面に高さ３ｍ以上の壁面ができる場合は，橋梁等と一体のものとして届出ること

○工作物③

・　橋梁，高架鉄道，高架道路その他これらに類するもの

行為の種類	規　　模　　等
新設又は移転	長さ２０ｍを超えるもの
増築又は改築	増築又は改築に係る部分が長さ２０ｍを超えるもの
外観を変更することとなる修繕，模様替え，色彩の変更，ライトアップ	長さが２０ｍを超えるもので外観の１／２を超えるもの（ただし，イベント等でのライトアップで３か月を超えないものは除く。）

（３）届出を要しない行為

・　地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等及び仮設の工作物の建設等

・　道路等から容易に見ることのできない建築物の建築等及び工作物の建設等

・　道路及び鉄道の維持管理のために行う行為

・　電気事業，電気通信事業等に関わる空中線系（支持物も含む。）の建設等

・　法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

・　旭川市屋外広告物条例（平成１１年条例第５７号）の規定に適合する屋外広告物の表示，又は，屋外広告物を掲出する物件の設置

２）行為の制限

大規模行為の景観形成方針に基づき次のとおり行為の制限を定める。

（１）建築物

眺望	・　主要な眺望点（※１）からの大雪山・十勝岳連峰への眺望に配慮する。
色彩（※２）	・　外壁の基調色には，高・中明度（概ね４～８程度），中・低彩度（概ね６以下）を使用する。ただし，レンガや石などの素材を使用する場合は，この限りではない。 ・　高彩度色を使用する場合は，小面積のアクセントとして使用する。
緑化	・　敷地内に樹木がある場合は，保存する。ただし，緑化（※３）をする場合はこの限りではない。 ・　敷地内は，周辺の景観と調和する樹種等で緑化する。
あかり	・　ライトアップは，歩行者等に不快なまぶしさを感じさせない設置位置及び照明器具（光源）とする。

（２）工作物

眺望	・　主要な眺望点からの大雪山・十勝岳連峰への眺望に配慮する。
色彩	・　法令等で定められたもの以外は，基調色の彩度を抑える。
緑化	・　工作物設置のための樹木の伐採は必要最小限とする。
あかり	・　ライトアップは，歩行者等に不快なまぶしさを感じさせない設置位置及び照明器具（光源）とする。

擁壁については，以下の事項を追加する。

まとまり	・　必要最小限の規模とし，周辺と調和する種類を選択する。 ・　表面は，素材の特性を活かしたものとし，描画等は行わない。

※１　主要な眺望点は，大規模な行為の景観形成方針「眺望」に示す主要な眺望点とする。

※２　色彩の明度，彩度については，マンセル表色系によるものとする。

※３　緑化は，道路などから歩行者等が容易に見ることのできる場所で，樹木，芝生，ツタ，花などの植物を地面や建築物の屋上，壁面に植栽すること，又は，植栽したプランター等を設置することとする。

４　景観上重要な建築物，樹木等の景観づくりに関する事項

１）基本的な考え方

地域の人々に親しまれている建物や樹木は，愛着の持てる景観づくりに大きな役割を果たすものである。これらについては，広く周知を行い所有者や周辺住民の意識を高めることで景観づくりを進める。特に重要なもので積極的な保全，保護が必要なものについては，景観重要建造物及び景観重要樹木に指定することで，外観の変更等を制限し，保全，保護のための支援を行う。

２）景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針等

- 由緒，由来など地域における文化的な価値，ランドマーク性や周辺環境との関係，建築物にあっては建築的な価値なども踏まえ，保全の必要性について総合的な評価を得たものを指定する。
- 景観計画重点区域において，地域の景観づくりの核と位置づけられている建築物や樹木については，積極的に指定を行う。
- 指定にあたっては，所有者の意見を聴くとともに旭川市景観審議会の意見を聴く。

５　屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物等については，旭川市屋外広告物条例に基づき設置し，良好な景観形成のため旭川市屋外広告物条例施行規則第２条を尊重するとともに，地上広告物のうち高さ１０ｍを超えるものについては，大規模行為の景観形成方針についても配慮する。

旭川市屋外広告物条例施行規則第２条（良好な景観の形成）

- 都市景観及び自然美に調和し，かつ，その面積，色彩，形状，意匠等が周囲の環境を損なわないものであること
- 建築物その他の工作物と不調和でないものであること
- 蛍光を伴う塗料又は素材を使用しないものであること
- ネオンサインを使用するものにあっては，その点滅速度が緩やかなものであること

６　公共施設の景観づくりに関する事項

１）基本的な考え方

道路や河川，公園や学校などの公共施設は，景観の骨格を形成したり，地域の景観のシンボルとなったりするものであり，市は，その整備にあたっては，本景観計画に基づき景観づくりの先導的な役割を果たすよう努める。また，国や他の地方公共団体に対しても景観づくりを効果的に進めるために必要がある場合に協力を求める。

２）景観重要公共施設の考え方

本市の景観においてランドマークとなっている，又は将来ランドマークとなる特定公共施設（景観法第８条第２項第５号ロに規定する道路，河川，都市公園等）について，管理者との協議の上，良好な景観の形成上必要な整備方法を担保する必要があるものについて景観重要公共施設に位置づける。

また，景観計画重点区域において，地域の景観の特徴として特定公共施設が大きな役割を果たしている，又は果たすものとなる場合，管理者と協議の上，景観形成方針に沿った整備や利用が図られるよう,景観重要公共施設として景観計画重点区域の景観計画に位置づける。

３）景観重要公共施設の整備に関する事項

○旭橋

旭橋は，昭和７年に完成し，ブレーストリブ・キャンチレバータイドアーチと呼ばれるアーチ橋が石狩川，牛朱別川や大雪山連峰と相まって，川のまち旭川を代表する景観を構成している。北海道遺産（平成１６年，北海道），土木遺産（平成１４年，土木学会）に指定されるなど歴史，文化的な価値も高く，旭川八景（平成９年，旭川市）に選定されるなど市民の愛着も深い公共施設である。市中心部と他都市を結ぶ国道４０号が通過する橋梁であり，今後とも市民生活のなかで重要な橋として利用され続けることにより，旭川らしい景観の保全，ひいては愛着の持てるまちづくりにつながることから，景観重要公共施設として位置づける。

整備に関する方針

- 旭橋は，昭和初期に建設された特徴あるアーチ橋であり，その風格ある姿が川のまち旭川を代表する河川景観を形成している。旭川八景にも選定され市民に長く親しまれていることからも，整備の際には，その形態意匠を維持することとする。
- 橋梁の色彩については，周囲の状況や歴史的な背景を踏まえた色彩とし，その決定の際には，関係機関や地域住民の意見を反映させることとする。

まち並み分類図

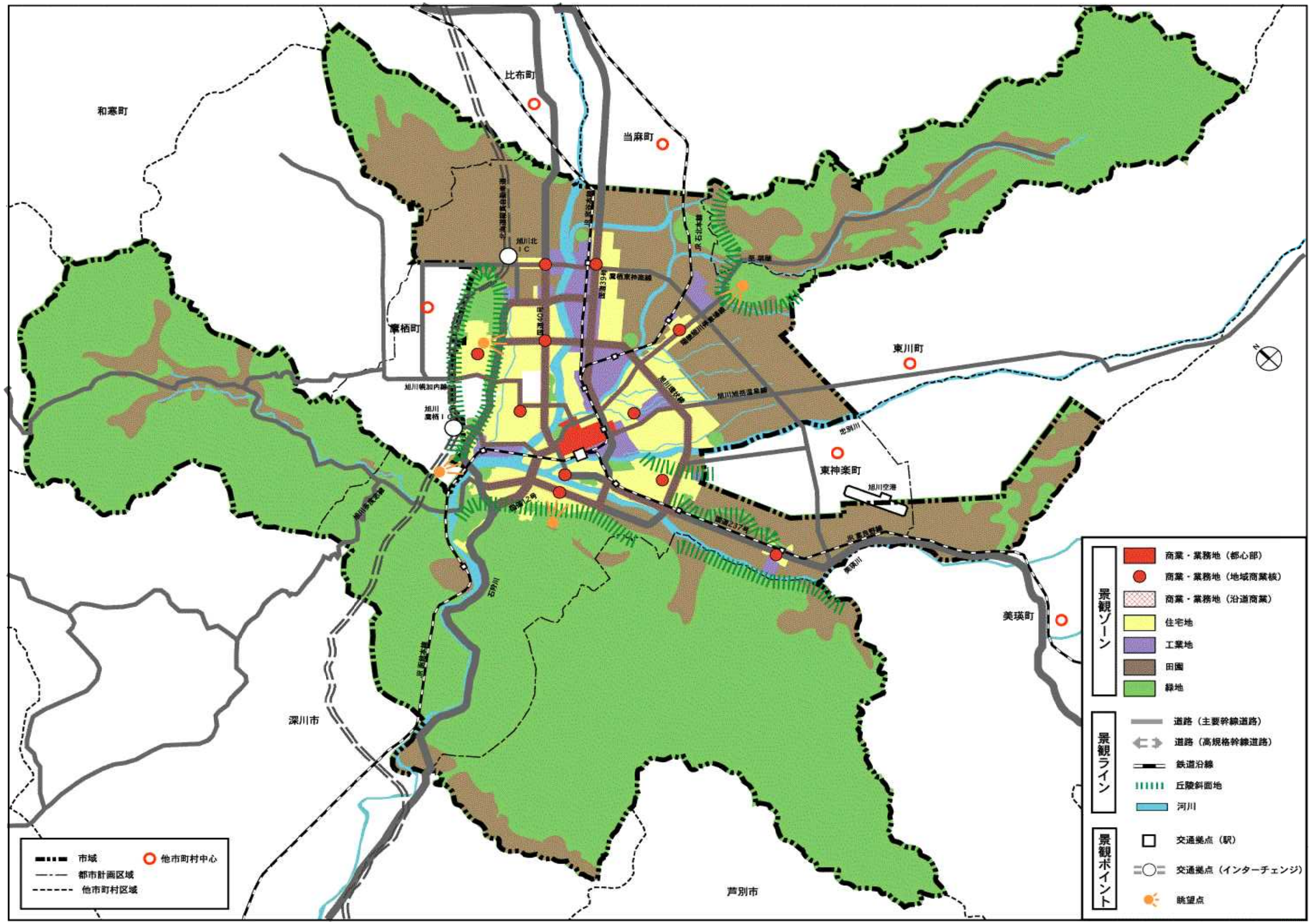
比布町
和寒町
当麻町
鷹栖町
東川町
東神楽町
美瑛町
深川市
芦別市
旭川北IC
旭川鷹栖IC
旭川空港
景観ゾーン
商業・業務地（都心部）
商業・業務地（地域商業核）
商業・業務地（沿道商業）
住宅地
工業地
田園
緑地
景観ライン
道路（主要幹線道路）
道路（高規格幹線道路）
鉄道沿線
丘陵斜面地
河川
景観ポイント
交通拠点（駅）
交通拠点（インターチェンジ）
眺望点
市域
都市計画区域
他市町村区域
他市町村中心

第３章　景観計画重点区域の景観計画

第１節　北彩都あさひかわ地区

１　目的及び区域

１）策定の背景と目的

北海道の拠点都市旭川の表玄関である旭川駅を中心とした地区は，これまで鉄道交通の要衝として発展してきたが，モータリーゼーションの進行とともに街の顔である都心部の賑わいや魅力が年々失われつつある。そこで，北彩都あさひかわでは，国鉄改革によって生まれた空閑地や鉄道の高架化により利用可能な土地を活用し，旭川市民の共有財産であり暮らしの場である都心部と旭川駅南側に広がる忠別川の自然環境を融合させたまちづくりを進めていくとともに，良好な都心景観の形成を図っていく。

以上のことを踏まえ，北彩都地区におけるまちづくりの基本方針を「北彩都あさひかわ顔づくり計画」（平成１２年度策定）では以下のとおり定めている。

- 旭川駅から東方向に向けて，また，鉄道から忠別川に向かうに従って，都市的空間から自然環境性の高い空間へと段階的に移行する。
- 忠別川沿いは，河川空間と一体的に緑地空間を帯状に確保する。
- 忠別川の自然環境を南北方向の道路沿いに市街地に貫入させる。
- 河川に近い街区内の一部に，河川空間へとつながる緑地空間を確保する。
- 東西方向の歩行者動線や区画道路ＮＯ．２，宮前通，宮下通各沿道に接して建築物を建設し，賑わいのある街並みを形成する。
- 地区北側の街区においては，既成都心部と連続するような街並みや歩行者空間の形成を図る。

また，まちづくりの基本方針に基づいて，これまで良好な景観形成について以下の取組を行っている。

- 大規模工作物である新神楽橋や鉄道高架などの整備にあたっては，街並みと調和する形態意匠の検討を行いながら進めている。
- 戸建て住宅が中心となる北彩都住宅Ａ地区や北彩都住宅Ｂ地区においては，壁面後退の指定などを地区計画により誘導するとともに，地区住民により取り決められた宮前まちづくり協定等の活用により，より良い居住環境の形成を図っている。
- 忠別川の緑を積極的に地区内に引き込むために，街路樹の植栽にあわせて宅地内にも植栽する「沿道植栽」を実施し，緑豊かな街並み形成を進めている。
- 北彩都地区の都市基盤整備の進展や社会的要求の変化に対応するため，旭川市公共サイン計画整備指針を改定し，公共サインの機能，デザインの向上を図り，景観形成に努めている。
- 建築物の景観に関する取組として北彩都あさひかわ「街並み形成協議会」などを組織し，事業者と協議・調整を行いながら景観誘導に取り組んでいる。

以上のことから，今後もこうした景観形成の取組をさらに進めるために，北彩都あさひかわ地区を景観計画重点区域に指定し，快適で緑豊かな都心景観の形成を図っていく。

２）対象区域等

（１）北彩都あさひかわ地区の区域

まちづくりの基本方針に，忠別川の自然環境を活かしたまちづくりを進めることや，既成都心部と連続するような街並みや歩行者空間の形成を図ることを掲げていることから旭川駅周辺土地区画整理事業のほか，忠別川河川区域と既成市街地の一部を対象区域とする。

対象区域

旭川市宮下通４丁目から６丁目まで，宮前１条１丁目から４丁目まで及び宮前２条１丁目及び２丁目の各全部並びに宮下通３丁目，宮下通７丁目から１７丁目まで，宮前１条５丁目，宮前２条３丁目，南６条通及び７条通の１７丁目及び１８丁目並びに忠別川河川敷地の各一部

（２）地区の特性に合わせた景観形成を行う地区

「北彩都あさひかわ顔づくり計画」の整備基本方針に基づいて，特徴のあるまちづくりを進めるため，以下の２つの地区を定める。

○賑わい景観誘導地区

本地区においては，東西方向の歩行者流動が多く発生することから，これを受け止める沿道景観は，人々の回遊を誘発するような街並みを形成し「人の動きが見える街並みの体現」を図ることを主眼にしたまちづくりを進める。

賑わい景観誘導地区の区域

・　宮下通，宮下通１０・１４丁目間１号線，宮前通，北彩都テーマ地区の歩行者専用道及び各沿道（各道路境界線から６ｍの範囲）
・　駅北広場及び沿道（敷地境界線から５ｍの範囲）
・　鉄道高架下～昭和通から永隆橋通までの南側５ｍの範囲のみ

○緑景観創出地区

旭川駅から東側に向かうに従い，都市的空間から自然的空間に移行するまちづくりや，忠別川の自然環境を南北方向の道路等に沿って市街地に導入して，緑を主体としたまちづくりを進める。

緑景観創出地区の区域

・　忠別川河川区域
・　忠別川リバーフロント
・　宮前公園
・　南６条通及び沿道（道路境界線から１５ｍ（１０ｍ）の範囲）
・　北彩都シビックコア地区
・　中央橋通及び沿道（道路境界線から１０ｍの範囲）
・　新成橋通及び沿道（道路境界線から１５ｍ（８ｍ）の範囲）
・　大雪通及び沿道（西側：道路境界線から１０ｍ（８ｍ）の範囲，東側：道路境界線から８ｍの範囲）

※　北彩都あさひかわ地区の対象区域及び賑わい景観誘導地区，緑景観創出地区の区域の詳細はP22「北彩都あさひかわ地区　区域図」のとおり

北彩都あさひかわ　区域図

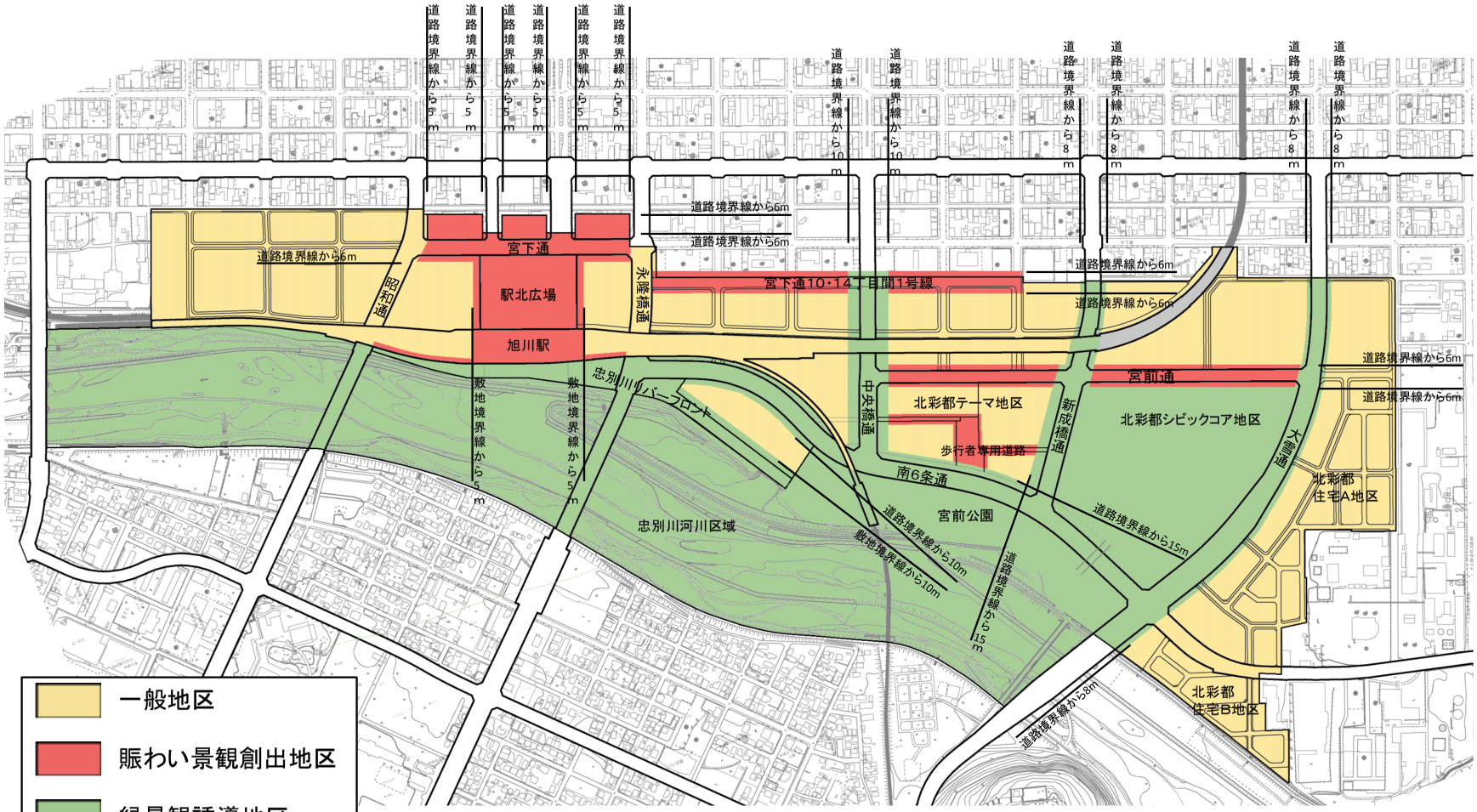

※北彩都テーマ地区内の歩行者専用道路は，道路（敷地）境界線から6mの範囲までが賑わい景観創出地区。

２　良好な景観の形成に関する方針

１）北彩都地区の景観計画について

・　建築物，工作物については，地区全体及び賑わい景観誘導地区，緑景観創出地区それぞれの目標・基本方針・景観形成方針を示し，行為の制限と届出により景観誘導を行う。
・　建築物等については，事業者と北彩都あさひかわ「街並み形成協議会」などと景観形成方針や行為の制限について協議を図り景観誘導を進める。（ただし，北彩都シビックコア地区及び北彩都住宅Ａ地区・北彩都住宅Ｂ地区は，この限りではない。）
・　地区内の景観を特徴づけている建築物や樹木，公共施設については，景観構成上の基本的な考え方を示し，特に景観形成上重要なものを景観重要建造物及び景観重要樹木として指定するとともに，景観重要公共施設の整備に関する事項を定める。
・　地区内の景観を構成する要素の一つである屋外広告物については，良好な景観の形成についての基本的な考え方を示す。

２）景観形成の目標と基本方針

公共施設や建築物など地区全体の空間を総合的に捉え，空間形成の方向を示している「北彩都あさひかわ顔づくり計画」に基づき，地区全体及び主要な道路の景観形成の目標と基本方針を以下に定める。また，賑わい景観誘導地区，緑景観創出地区については，地区設定の考え方から，区域全体とそれぞれの道路や広場ごとの目標と基本方針を定める。

○地区全体

目　　標	基　　本　　方　　針
旭川の技を結実させ地区の歴史的・文化的特性を尊重した街並みを形成する。	・　土地の歴史的，文化的背景を尊重し，旭川らしい街並みの形成を図る。 ・　地域に根付く技術や材料を用い街をデザインする。 ・　地域に残る歴史的建造物を活かした街並みを形成する。
地区の地形的・地勢的特性に配慮して，自然を活かした都心づくりを進める。	・　多くの人が，自然に親しみ，その大切さを認識できるまちづくりに努める。 ・　建物のスカイラインやシルエットを整え，周囲にある緑や遠くに望む山並みを活かした街並みを形成する。
人々の想いや生活に配慮し，人の動きが見える空間を形成する。	・　人を引き立てるための落ち着いた街並みを形成する。 ・　楽しく集うことのできる，活動的な敷地利用に努める。 ・　北国にふさわしい快適な生活空間の創出を図る。
新たな魅力を持った街並みを形成する。	・　自然と人工物が織りなす美しい景観を創出する。 ・　周辺との関係性に配慮したゆとりある空間を創出する。 ・　道路のカーブや坂道からの眺望を活かした街並み景観を形成する。

個別区域

名　　称	基　　本　　方　　針
昭和通及び永隆橋通	旭川駅に近接していることから，忠別川の自然環境を市街地に引き込み落ち着いた沿道景観を創出するとともに，都市的な街並みが感じられる景観形成を図る。

○賑わい景観誘導地区

目　　標	基　本　方　針
賑わいや回遊性を創出し，都市的な景観形成を図る	・　通りに対して賑わいを創出する形態意匠に努める。 ・　低層部において，歩いて楽しめる賑わいのある街並みを形成する。

個別区域

名　　称	基　本　方　針
宮下通・駅北広場の各沿道	旭川の玄関口として，行き交う人々の活気が感じられる街並みの形成を目指し，沿道には賑わい施設等を配置し駅前にふさわしい景観の創出を図る。
宮下通１０・１４丁目間１号線沿道	北側沿道にはレンガ造建物が再利用されており，旭川の歴史性を感じさせる身近なスケールの沿道景観であることから，歴史的建築物との調和に配慮した賑わいのある街並みを形成する。
宮前通沿道	道路空間と一体となった建築物による街並みの形成を目指し，低層部は開放的な建築形態とし，歩行者による賑わいの創出を図る。
北彩都テーマ地区内の歩行者専用道路沿道	広場や道路の賑わいを創出するために，開口部や出入口等の建築形態の工夫を行い，建築物と一体的な空間形成を図り，市民に親しまれる歩行者空間の形成を目指す。

○緑景観創出地区

目　　標	基　本　方　針
自然環境と街並みが融合する景観を創出し，緑を主体とした景観形成を図る。	・　忠別川の自然環境と連続した緑豊かな街並みを形成する。 ・　豊かな自然環境を楽しむことのできる敷地計画及び建築物の形態意匠とする。

個別区域

名　　称	基　本　方　針
忠別川河川区域及び忠別川リバーフロント，宮前公園	川の自然環境と触れ合うことのできる空間として，川への眺望や親水性を活かし，地区を訪れる様々な人の利用形態に応える緑豊かな空間形成を目指す。
南６条通沿道	緩傾斜の法面を持った掘割構造の道路であることから，地区公園と北側街区との間に自然環境性が高い空間を創り出し，緑に囲まれた沿道景観の創出を図る。
北彩都シビックコア地区	隣接する忠別川や神楽岡公園から連続する緑豊かな空間形成を図り，自由に利用できる緑地やオープンスペースの確保を図る。
中央橋通・新成橋通の各沿道	忠別川の自然環境を市街地に引き込むため，道路及び沿道を利用して緑豊かな落ち着きのある沿道空間を創出する。
大雪通沿道	坂やカーブを有する大雪通沿道は，忠別川の自然環境を市街地に引き込むとともに，緑が際立つ落ち着いた沿道景観を創出する。

3）景観形成方針

地区の目標及び基本方針を受けて，地区の景観の主な構成要素である建築物，工作物についての景観形成方針を定める。

賑わい景観誘導地区及び緑景観創出地区については，地域の特性に合わせた方針を追加する。

○地区全体

要　素	景　観　形　成　の　方　針
建築物・工作物の形態意匠	・　建築物は，適度な分節化を図り圧迫感の少ない形態となるよう工夫する。また，広場・中庭・通り抜け道を確保するなどの工夫により界隈性の高い建築計画に努める。
	・　外壁は，街並みの調和に配慮するとともに，可能な限り自然素材（木材・石材など）や伝統素材（レンガなど）の活用に努める。その他の素材を選択する場合は，耐久性に優れ，汚れが目立たない素材を採用する。
	・　建築設備は，道路の歩道から機器類が見えないようにするとともに，高架の車窓からの見え方にも配慮する。
	・　屋外階段は，道路の歩道から見えない位置に設けるなどして，街並みの連続性に配慮する。
	・　遠くの山並みや忠別川さらには駅や鉄道高架などの周辺環境を眺めながら楽しむことのできる空間計画に努める。
建築物・工作物の色彩	・　旭川カラーガイドに基づき，雪景色や緑が映え，街並みに連続性が感じられるような色彩を選択し，周辺の建築物や工作物との調和を図る。
施設駐輪場・施設駐車場	・　建築物本体と連続性に配慮するとともに，歩行者の目線に近い部分での緑化を図るなどして，道路の歩道からの見え方に配慮する。
付帯物	・　自動販売機は，沿道に向けて設置する場合，建築物と一体化して設置することとし，色彩は低彩度のものを採用し，周辺環境との調和に配慮する。
	・　窓面利用広告物は，建築物２階部分より上部の窓面を利用した掲出はしない。
	・　ライトアップを行う場合は，歩行者等に不快なまぶしさを感じさせないよう照明器具の種類や設置位置に配慮する。
緑化・敷地管理	・　壁面後退部では緑化に努め，緑豊かな景観を創出する。
	・　建築物及び敷地内の美観向上のため壁面後退部以外の敷地においても緑化スペースを確保する。また敷地内駐車場においても緑化に努める。
	・　屋外駐車場は，沿道に面する駐車場の配置は控えることとし，やむを得ず配置する場合は緑化などを行い，道路の歩道からの見え方に配慮する。
	・　道路への駐車場出入口は，集約化に努める。
その他	・　ゴミ置き場は，道路の歩道を歩く人に意識させない配慮をする。

○賑わい景観誘導地区

要　素	景　観　形　成　の　方　針
建築物・工作物の形態意匠	・　建築物の壁面は，道路境界線付近に揃えることとし，低層部では街を歩く人が楽しめるように，店舗・飲食店などで明るく開放的な賑わいの演出に努める。
	・　ショーウィンドウ内の照明の点灯や中の様子が垣間見られるようなシャッターの設置など，閉店後の賑わい感にも配慮する。
	・　外壁は，レンガ造建物と調和する街並みを形成するため，全部若しくは一部にレンガを採用する。（宮下通１０・１４丁目間１号線，宮前通各沿道）
付帯物	・　日よけテントやパラソルを設置する場合は，通りの統一感に配慮した形を採用し，色彩・素材は統一する。
緑化・敷地管理	・　壁面後退部では，まちの賑わいの創出に配慮した利用を図る。

○緑景観創出地区

要　素	景　観　形　成　の　方　針
緑化・敷地管理	・　緑の中で落ち着いて佇むことのできるスペースを確保する。（北彩都シビックコア地区・宮前公園・忠別川リバーフロント~~地区~~）
	・　地域の特徴となっている地形は，出来る限り改変を少なくし従来の地形を活かす。（北彩都シビックコア地区・南６条通沿道・宮前公園）
	・　敷地内法面については積極的に緑化するとともに，道路の街路樹にあわせて敷地内沿道側の緑化を図り，緑の多い街並みを形成する。

３　良好な景観形成のための行為の制限

１）届出の対象となる行為

対　　象	行為の種類
建　築　物	・　新築，増築，改築又は移転 ・　建築物の外観を変更することとなる修繕，模様替え，色彩の変更又はライトアップで，外観の変更に係る部分の面積が１０㎡以上のもの（ただし，イベント等でのライトアップで３か月を超えないものは除く。）
工　作　物	・　新設，増築，改築又は移転 ・　工作物の外観を変更することとなる修繕，模様替え，色彩の変更又はライトアップで，外観の変更に係る部分の面積が１０㎡以上のもの（ただし，イベント等でのライトアップで３か月を超えないものは除く。）

※ライトアップは，景観法施行令（平成 16 年政令第 398 号）第４条第６号の特定照明のことをいう。以下，同じ。

○届出を要しない行為

- 専ら住宅の用に供する建築物の敷地内で行う建築物の新築等及び工作物の新設等で，高さ（地上からの高さ。）３m以下，かつ，外観の面積１０㎡以内もの
- 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等及び仮設の工作物の建設等
- 道路等から容易に見ることのできない建築物の建築等及び工作物の建設等
- 道路又は鉄道の維持管理のために行う行為
- 電気事業，電気通信事業等に係る空中線系（支持物も含む。）の建設等
- 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 旭川市屋外広告物条例（平成１１年条例第５７号）の規定に適合する屋外広告物の表示，又は，屋外広告物を掲出する物件の設置

２）行為の制限

○建築物（地区全体）

対　　象	制　　限
色彩（※１）	・　基調色には，高・中明度（概ね４～８程度），低彩度（概ね３以下）を使用することとする。ただし，レンガや石などの素材を使用する場合は，この限りではない。 ・　高彩度色についてはアクセントとして使用し，建物本体の基調色としては使用しない。
建築設備	・　道路の歩道から見えないように配置するか，ルーバー等の設置や建築物本体に取り込む。
施設駐輪場・施設駐車場	・　外壁のない施設駐輪場，施設駐車場は，道路の歩道から見える部分において，ルーバー等の設置や植栽などにより，車や自転車が剥きだしにならないように配慮する。
屋外階段	・　道路の歩道から見えない位置に設けるか，骨組みが露出しないようルーバー等を設置する。
緑化	・　敷地内は，周辺と調和する樹種等で緑化（※２）する。
ライトアップ	・　歩行者等に不快なまぶしさを感じさせないよう照明器具の種類や設置位置に配慮する。

○建築物（賑わい景観誘導地区追加事項）

対　　象	制　　限
建築物の壁面位置及び低層部	・　建築物の壁面の一部又は全部を地区整備計画における壁面の位置の制限に定める道路境界線までの距離の最低限度に揃えることとし，低層部は明るく開放的な意匠とする。 ・　日よけテントを設ける場合は，素材については布地（耐候性・つや消し）とし，色彩はダークグリーン（概ね２．５Ｇ3/4）とする。
建築物の外壁	・　外壁の一部又は全部にレンガを使用することとし，レンガの色彩は既存レンガ造建物と同じ赤系とする。（宮下通１０・１４丁目間１号線，宮前通の沿道のみ）

○工作物（地区全体）

対　　象	制　　限
色彩	・　工作物の色彩は，法令等で定められたもの以外は，基調色の彩度を抑えることとする。
緑化	・　工作物設置のための樹木の伐採は必要最小限とする。
ライトアップ	・　歩行者等に不快なまぶしさを感じさせないよう照明器具の種類や設置位置に配慮する。

※１　色彩の明度，彩度については，マンセル表色系によるものとする。

※２　緑化とは，道路などから歩行者等が容易に見ることのできる場所で，樹木，芝生，ツタ，花などの植物を地面や建築物の屋上，壁面に植栽すること，又は，植栽したプランター等を設置することとする。

４　景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

１）指定の方針

本地区の歴史性を示すものや文化的価値の高いもの並びにランドマーク性が高いものなど，地区の景観の核となるもので総合的に評価を得たものを指定する。

２）対象となるもの

○　北彩都シビックコア地区のヤマナラシ

旧国鉄時代の引き込み線の防風林として植栽されたもので，土地の記憶を継承する意味やランドマークとしての存在価値が高い樹木である。

○　北彩都シビックコア地区のレンガ造建物（旭川市市民活動交流センター　ＣｏＣｏＤｅ）

レンガ造建物は，旧国鉄時代の工場として使用されていたものであるが，百年以上の歳月を経ても外観は当時の面影を残しており，旭川の歩みを象徴する重要な建物である。

５　屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

自然環境と都心部の融合や多くの人が回遊する賑わいのある沿道景観を創出するため，形状や面積などについては適切な規制・誘導を図り，質の高いデザインの広告物を積極的に活用した街並みを創出する。

旭川駅や駅北広場から容易に展望できる区域については，その表示や掲出方法には十分な配慮を行うものとする。

なお，屋外広告物等は旭川市屋外広告物条例に基づき設置すると共に，旭川市屋外広告物条例に基づく「北彩都あさひかわ広告景観整備地区」に指定されている場所においては，当該整備地区の基本方針に適合するように努めなければならない。

６　公共施設の整備に関する事項

公共施設の整備にあたっては，北彩都あさひかわ地区の景観形成の目標や基本方針を尊重する。

１）電線類地中化計画

歩行者の安全かつ円滑な交通の確保を図るとともに，緑豊かなまちづくりを進めていく観点から，電線類の地中化を推進していくものとする。

２）公共サイン（歩行者系・車輌系）整備指針

新たな都市基盤整備に伴う街並みの変化や高齢化・国際化の進展など社会状況の変化に対応するため，「旭川市公共サイン整備指針」に基づき積極的に公共サインを設置するとともに，景観に配慮した姿・形や配置によって良好な景観形成の牽引役を担っていく。

３）植栽計画

忠別川や神楽岡公園等に見られる旭川の自然を活かしたまちづくりを進めるため，植栽計画は，道路空間を中心として街路樹や公園・広場等の公共空間における植栽のみならず，宅地内における緑化（沿道植栽）の推進などを通じ，「自然と人工物が織りなす美しい景観の創出」を図っていく。

４）照明計画

地区全体の光環境は,暖色系での統一を図り北国の拠点都市としての個性を高めるともに,演色性を高めることで街並みの色彩の再現性を高め快適な夜間景観の形成に努めることとする。

骨格を構成する主要な道路では，車道部を中程度の演色性を有する黄色とし，歩道部については，高レベルの演色性を有する黄色～黄白色系とする。

また，道路の結節点となる場，拠点機能を持つ場には，ベースとなる光に対しアクセントとなるような光の質（光色・輝度・照明手法）を工夫し，空間特性を高める配慮を行う。

7　景観重要公共施設に関する事項

1）対象公共施設

北彩都あさひかわ地区の「2　良好な景観の形成に関する方針」の「地区全体」「賑わい景観誘導地区」「緑景観創出地区」の個別区域に掲げられている道路，都市公園，河川を景観重要公共施設として位置づける。

2）整備に関する事項

北彩都あさひかわ地区の「2　良好な景観の形成に関する方針」で示されている個別区域の基本方針に基づいた整備を行うこととし，それぞれの景観特性に十分配慮する。

3）許可の基準

道路法第３２条第１項又は第３項の許可の基準
河川法第２４条・第２５条・第２６条第１項又は第２７条第１項の許可の基準
都市公園法第５条第１項又は第６条第１項若しくは第３項の許可の基準

- 建築物や電話ボックスその他工作物の色彩については，北彩都あさひかわ地区の「3　良好な景観形成のための行為の制限　2）行為の制限」に準ずることとする。
- 「賑わい景観誘導地区」及び忠別川河川区域，忠別川リバーフロント，宮前公園に設ける日よけテント及びパラソルについては，素材は布地（耐候性・つや消し）とし，色彩は原則としてダークグリーン及びホワイトとする。